

特別養護老人ホームに対する国の姿勢と見解について

平成22年9月6日

社会保障審議会介護給付費分科会

委員 齊藤 秀樹

(全国老人クラブ連合会)

- 終の棲家である特別養護老人ホームの個室化の実現は画期的なことであり、今日この方向性を巡る論議は必要のない段階に至っていると考えます。
- 従来型特養の整備を推進してきたのは国であり、また個室ユニット型の整備も「利用者の選択の幅を広げる」目的で、国主導の下で行われて来たと認識しています。重要な方針決定前には、まず利用者や自治体の声に謙虚に耳を傾けていただきたい。
- 時代状況や生活・文化レベルに適応した政策転換は当然のことですが、急ブレーキ・急ハンドルの国の姿勢に戸惑い、自治体における個室・多床室のニーズ調査でも明らかなように、理想と現実の狭間で悩むのが利用者であり自治体です。

1. 国の姿勢・見解について

①特別養護老人ホームの基本認識について

- 国は「従来型特養は人権が尊重されていない施設」との認識なのでしょうか。

(「負の遺産」、「雑居部屋」、「人権侵害」等の批判への見解は?)

※「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

第2条(基本方針)

- ・特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で……
- ・特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、……

第13条(基本方針)

- ・ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、……

②個室ユニットの整備目的について

- 「利用者の選択の幅を広げる」という整備目的はいつ変更されたのでしょうか。

平成19年12月14日付け老健局計画課が、首都圏自治体からの疑義照会に対し、次のとおり文書回答を行っています。

(前略)

現在、全国に約6,000ある特別養護老人ホームのうち大多数は従来型であることから、今後、利用者の選択の幅を広げるため、ユニット型の特別養護老人ホームの整備を推進しているところである。

ただし、「地域介護・福祉空間整備等交付金」の要綱上、ユニット型を基本としつつも、「地域における特別の事情を踏まえる」こととしていることから、貴○におかれましても、多床室を一部含む特別養護老人ホームの整備が選択可能であり、介護基盤整備の趣旨を損なうものでないと考えます。

③個室ユニットは誰でも利用可能な施設との認識でしょうか

- ・生活保護受給者が事実上利用できない問題
- ・補足給付を第3段階でも拡充しなければならない実態（横浜市）
- ・厚生年金の平均的な受給者では利用できない現実

※香川県のユニット型個人負担平均額 161,117 円。

厚生年金老齢年金受給者（H19 年度）の平均月額 161,059 円（社保庁資料）

2. 意 見

①従来型特養（多床室）の評価検討を行うべきと考えます

- ・個室ユニットに対する過大評価、多床室に対する過小評価があるのではないか。
- ・個室ユニット＝個別ケア、多床室＝集団ケアにも認識のズレがあるのではないか。
- ・相当期間継承される多床室の在り方について検討・研究の場を設けていただきたい。

②利用者の選択が可能な施設整備を望みます

- ・現状では個室ユニットを利用できる人は限られています。
- ・補足給付等を含めた低廉な施設利用を可能にする方策が講じられるまで、利用者が多床室を選択できるよう選択肢を狭めないでいただきたい。

③一部ユニット型施設の取り扱い

- ・「一部ユニット」の曖昧な解釈基準は廃止すべき。それぞれユニット型と従来型を別施設として指定することで、基準日の前・後の解釈矛盾を解消すべきと考えます。

④介護報酬の返還について

- ・解釈通知の認識相違は、国と自治体双方の責任である。しかし、適切に介護サービスが提供されているのであれば介護報酬の返還は必要ないと考えます。

⑤個室ユニットケアについて

- ・利用者が重度化するなかで、個室ユニットこそ最善とする考え方には疑問があります。より質が高く効率的なケアを試行できるよう柔軟な対応が望まれます。
- ・従来型特養と個室ユニットの人員配置が3：1と同じであることに疑問を感じます。不可能な基準は改めるべきです。

⑥被保険者への説明責任について

- ・個室、多床室論議は住民不在のなかで行われているように感じます。サービスの充実が保険料負担に直結します。
- ・保険者は給付と負担の関係について、「個室、多床室論議」等を素材に、判断資料を示し、十分な説明責任を果たしたうえで、利用者だけでなく、介護保険を利用していない被保険者を含めて、「どのような終の棲家が望ましいか」の意見を聞き、住民のコンセンサスを得た上で介護保険事業計画に反映していただきたい。